

第3回厚真町議会臨時会説明資料

令和8年4月27日

目 次

厚真町税条例等の一部改正について	2頁～47頁
町道福祉センター通り線道路改良舗装工事請負契約の締結について	48頁～49頁
厚真町文化交流施設建設事業設計施工一括請負契約の締結について	50頁～51頁
令和8年度厚真町一般会計補正予算（第1号）について	52頁～63頁

厚真町税条例等の主な改正事項

1 厚真町税条例（昭和29年条例第10号）の一部改正（第1条関係）

(1) 賦課徴収関係

改正項目		改正内容
第18条の3	納税証明事項	軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う規定の整備
第19条	納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金	

(2) 町民税関係

改正項目		改正内容
第33条	所得割の課税標準	配当所得等に関する規定の明確化及び引用条項の整理
第34条の7	寄附金税額控除	
第36条の2	町民税の申告	扶養親族等に係る規定の整備
第36条の3の2	個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書	
第36条の3の3	個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書	公的年金等受給者の申告制度における対象者及び申告事項を明確化するための規定の見直し
附則第7条の3	個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除	法附則第5条の4が削除されたことなどの法改正による引用条項の整理や経過措置の明確化など所要の整備（制度の内容や適用要件等実質的な変更はない。）
附則第7条の4	住宅借入金等特別税額控除に係る経過措置等	法改正に伴う適用関係の整理及び経過措置の明確化
附則第8条	肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例	法改正に伴う規定の整理（引用条項の整備等。制度内容に実質的な変更はない。）
附則第16条の3	上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例	
附則第16条の4	土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例	
附則第17条	長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例	

附則第18条	短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例	
附則第19条	一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例	
附則第20条	先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例	
附則第20条の2	特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例	
附則第20条の3	条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例	
附則第17条の2	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例	優良住宅地の造成等に係る特例について適用期限の延長等
附則第19条の3	特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例	特定暗号資産に係る譲渡所得等について、他の所得と区分して課税する特例

(3) 軽自動車税関係

改正項目		改正内容
第80条①～③	軽自動車税の納税義務者等	軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う規定の整備
第81条	軽自動車税のみなす課税	
第81条の3	環境性能割の課税標準（削除）	
第81条の4	環境性能割の税率（削除）	
第81条の5	環境性能割の徴収の方法（削除）	
第81条の6①②	環境性能割の申告納付（削除）	
第81条の7①～③	環境性能割に係る不申告等に関する過料（削除）	
第81条の8①②	環境性能割の減免（削除）	
第82条	種別割の税率	
第83条①②	種別割の賦課期日及び納期	
第85条	種別割の徴収の方法	
第87条①～③	種別割に関する申告又は報告	
第88条	種別割に係る不申告等に関する過料	
第89条①～③	種別割の減免	
第90条①②④⑤	身体障害者に対する種別割の減免	

第91条②⑥	原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等	
附則第15条の2①～④	軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例（削除）	
附則第15条の3	環境性能割の減免の特例（削除）	
附則第15条の4	軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例（削除）	
附則第15条の5	軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付（削除）	
附則第15条の6①②	軽自動車税の環境性能割の税率の特例（削除）	
附則第16条①～④	軽自動車税の種別割の税率の特例	
附則第16条の2①～③	軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例	

(4) その他の改正

改正項目		改正内容
第63条	固定資産税の免税点	免税点を150万円から180万円に引き上げ、家屋を含めた規定の整理
附則第10条の2	法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合	課税標準の特例割合の法改正に伴う見直し及び軽減割合の変更

2 厚真町税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第9号）の一部改正（第2条関係）

(1) 附則関係

改正項目		改正内容
第6条	軽自動車税に関する経過措置	軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う規定の整備

3 附則

(1) 施行期日

対象規定	施行日
全体	公布日（適用：令和8年4月1日）
第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2、第36条の3の3、附則第6条、附則第7条	令和9年1月1日

の3の2第1項（年限延長部分）、附則第2条第1及び第2項	
第63条	令和9年1月1日
第34条の7第2項、附則第7条の4の一部、附則第9条、附則第17条の2（年度改正部分除く）、附則第2条第4項	令和10年1月1日
附則第7条の4の一部、附則第19条の3（新設）、附則第2条第3項及び5項	改正法施行年の翌々年1月1日

(2) 町民税の経過措置（第2条）

内容（関係条項）	適用開始	旧規定の扱い
第36条の3の3第1及び第2項（公的年金等申告）	令和9年1月1日以後に支払を受けるもの	改正前第36条の3の3の規定による
附則第7条の3第1及び第2項（住宅借入金等特別控除）	令和8年1月1日以後に居住を開始したもの	改正前の租税特別措置法に対応する規定による
附則第7条の4	4号施行日の属する年度の翌年度分から	当該年度分まで従前の例による
附則第17条の2第4項（土地譲渡）	令和10年1月1日以後に行われる譲渡	—
附則第19条の3（新設条文）	4号施行日の翌年度分から	—

(3) 固定資産税の経過措置（第3条）

内容（関係条項）	適用開始	旧規定の扱い
固定資産税関係規定（全般）	令和8年度以後	令和7年度まで従前の例による
第63条	令和9年度以後	令和8年度まで従前の例による
旧法附則第15条第25項（再エネ設備特例）	既取得分（令和6年4月～令和8年3月）	従前の例による

(4) 軽自動車税の経過措置（第4条）

内容（関係条項）	適用開始	旧規定の扱い
軽自動車税関係規定（全般）	令和8年度以後	—
環境性能割	施行日前取得分	従前の例による
種別割	令和7年度以前	従前の例による

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第18条の2（略） （納税証明事項）</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。） 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4（略） （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パー</p>	<p>第1条～第18条の2（略） （納税証明事項）</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。） 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4（略） （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>セント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第20条～第32条 (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び第34条の9において「特定配当等」という。) <u>(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第34条～第34条の6 (略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定</p>	<p>については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第81条の6第1項の申告書、</u>第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第81条の6第1項の申告書、</u>第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第20条～第32条 (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第34条～第34条の6 (略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第34条の8～第36条（略） （町民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑</p>	<p>替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第34条の8～第36条（略） （町民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しく</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～10（略）</p> <p>第36条の3（略）</p> <p>（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p>	<p>は医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～10（略）</p> <p>第36条の3（略）</p> <p>（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。<u>次条第1項第2号において同じ。</u>）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。</u>）により提供することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 <u>次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から</u></p>	<p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、<u>合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。</u>）の氏名</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。</u>）により提供することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者所</u></p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p><u>毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p> <p>(2) <u>法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が90万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。</u></p>	<p><u>得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p><u>次号及び次項第3号において同じ。)</u> <u>(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)</u> <u>に係る所得を有する者に限る。)</u> <u>又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)</u> <u>若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)</u> <u>を有する者</u></p> <p>(3) <u>法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)</u> <u>の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)</u> <u>であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)</u> <u>若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)</u> <u>を有する者</u></p> <p>2 <u>前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u></p> <p>(3) <u>特定配偶者の氏名</u></p>	<p>(3) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p>(4) <u>その他施行規則で定める事項</u></p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p>(5) <u>その他施行規則で定める事項</u></p> <p>3 <u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定</u>による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した<u>第1項又は同条第1項の規定による申告書</u>に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の8</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項の規定の適用</u>については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 第36条の4～第62条 (略)</p>	<p>2 <u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定</u>による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した<u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書</u>に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項の規定の適用</u>については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 第36条の4～第62条 (略)</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円、償却資産にあっては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>第63条の2～第79条 (略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 <u>軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p> <p>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>軽自動車税</u>を課することができない者である場合には、<u>前項</u>の規定にかかわらず、<u>当該軽自動車等の使用者に軽自動車税</u>を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>この限りでない</u>。</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつ</p>	<p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、<u>家屋にあっては20万円</u>、償却資産にあっては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>第63条の2～第79条 (略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 <u>軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>種別割</u>を課することができない者である場合には、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、<u>その使用者に課する</u>。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>これを課さない</u>。</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつ</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>たときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>第81条の2（略）</p>	<p>たときは、新たに買主となる者を<u>三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p><u>3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)</u>が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のため<u>その他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)</u>以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、<u>法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)</u>には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、<u>環境性能割を課する。</u></p> <p><u>4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合</u>には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、<u>環境性能割を課する。</u></p> <p>第81条の2（略） (<u>環境性能割の課税標準</u>)</p> <p>第81条の3 <u>環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> (<u>環境性能割の税率</u>)</p> <p>第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する<u>環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p>(1) <u>法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)</u>の規</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
	<p><u>定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p><u>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p><u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p><u>第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><u>第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p><u>第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。</u></p> <p><u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u> <u>(環境性能割の減免)</u></p> <p><u>第81条の8 町長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受</u></p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(<u>軽自動車税</u>の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>第84条 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の徴収の方法)</p> <p>第85条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>第86条 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。)は、<u>軽自動車等の所有者等</u>となった日から15日以内に、<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあつ</p>	<p><u>けるための手続その他必要な事項</u>については、<u>町長が別に定める。</u></p> <p>(<u>種別割</u>の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>第84条 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の徴収の方法)</p> <p>第85条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>第86条 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。)は、<u>軽自動車等の所有者等</u>となった日から15日以内に、<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者</u>にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者</u>にあつ</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>ては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第89条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しな</p>	<p>ては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第89条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しな</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>ればならない。 （身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免） 第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。 (1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの）あつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記</p>	<p>ならない。 （身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免） 第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。 (1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの）あつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p>	<p>ードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p>	<p>4 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p>
<p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。 （原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p>	<p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。 （原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p>
<p>第91条 (略)</p>	<p>第91条 (略)</p>
<p>2 法第445条若しくは第81条の2又は<u>第80条第2項ただし書</u>の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は<u>第80条第2項た</u></p>	<p>2 法第445条若しくは第81条の2又は<u>第80条第3項ただし書</u>の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は<u>第80条第3項ただし書</u>の</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p><u>だし書</u>の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>7・8（略）</p> <p>第92条～第140条の7（略）</p> <p>附則 第1条～第5条（略）</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度<u>以後</u>の各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条～第7条の2（略）</p>	<p>規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>7・8（略）</p> <p>第92条～第140条の7（略）</p> <p>附則 第1条～第5条（略）</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度<u>から令和9年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条～第7条の2（略）</p> <p><u>（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控</u></p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)</p>	<p>除)</p> <p><u>第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)</u>においては、<u>法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「町民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)</u>を、<u>当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び町民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した町民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)</u>を、<u>町長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)</u>に限り、適用する。</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p><u>第7条の3</u> 平成22年度から<u>令和25年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。</u>）には、<u>法附則第5条の4第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「<u>前2条並びに附則第7条の3第1項</u>」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「<u>前3条並びに附則第7条の3第1項</u>」とする。（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、<u>附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7</p>	<p><u>第7条の3の2</u> 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）において、<u>前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「<u>前2条並びに附則第7条の3の2第1項</u>」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「<u>前3条並びに附則第7条の3の2第1項</u>」とする。（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項<u>又は附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第7条の5～第7条の8（略） （肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>令和12年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)<u>に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)</u>は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各</p>	<p>例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第7条の5～第7条の8（略） （肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)<u>に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)</u>は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3の2第1項</u>及び附則第7条の4の規定にかかわら</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>	<p>ず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>
<p>3（略）</p>	<p>3（略）</p>
<p>第8条の2（略）</p>	<p>第8条の2（略）</p>
<p>第9条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（<u>法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>	<p>第9条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>
<p>第9条の2～第10条（略）</p>	<p>第9条の2～第10条（略）</p>
<p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>	<p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>
<p>第10条の2（略）</p>	<p>第10条の2（略）</p>
<p>2（略）</p>	<p>2（略）</p>
<p>3 <u>法附則第15条第20項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>3 <u>法附則第15条第21項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>4 <u>法附則第15条第21項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>4 <u>法附則第15条第22項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>5 <u>法附則第15条第21項第2号及び第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>5 <u>法附則第15条第22項第2号及び第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>6 <u>法附則第15条第22項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>6 <u>法附則第15条第23項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>7 <u>法附則第15条第22項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>7 <u>法附則第15条第23項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>8 <u>法附則第15条第24項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で</p>	<p>8 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>9 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>9 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>10 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>10 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>11 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>11 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>12 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>5分の3</u>とする。</p>	<p>12 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>7分の6</u>とする。</p>
<p>13 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p>	<p>13 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p>
<p>14 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p>	<p>14 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p>
<p>15 法附則第15条第24項第3号 に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p>	<p>15 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p>
	<p>16 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p>
	<p>17 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p>
	<p>18 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p>
<p>16 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p>	<p>19 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>17 法附則第15条第31項に規定する市町村の</p>	<p>20 法附則第15条第32項に規定する市町村の</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>18</u> 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする</p> <p><u>19</u> (略)</p> <p><u>20</u> (略)</p> <p><u>21</u> 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修</p>	<p>条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>21</u> 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>22</u> (略)</p> <p><u>23</u> (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p>	<p>専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p>
<p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p>	<p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p>
<p>11 (略)</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に</p>	<p>11 (略)</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 <u>法附則第15条の11第1項の改修特別建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完成した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p><u>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造</u></p>	<p>規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13 (略)</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>及び面積</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別</p> <p>(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日</p> <p>(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出することができなかった理由</p> <p>第11条～第15条 (略)</p>	<p>第11条～第15条 (略)</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p> <p><u>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、北海道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>2 北海道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において</u></p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
	<p>同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3 <u>北海道知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例）</u></p> <p><u>第15条の3 当分の間、軽自動車税の環境性能割において、法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第81条の2の規定</u></p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
	<p><u>にかかわらず、北海道が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定に該当する三輪以上の軽自動車に対して、法第445条第2項の規定を受けるための手続その他必要な事項については、この条例の規定にかかわらず、北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による。</u></p> <p><u>第15条の3の2 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、北海道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p> <p><u>第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「北海道知事」とする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u></p> <p><u>第15条の5 町は、北海道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として北海道に交付する。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> <p><u>第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ</u></p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前									
<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)</u>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第1号</td> <td style="width: 40%;">100分の1</td> <td style="width: 40%;">100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>2 <u>自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)</u>の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)</u>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の<u>種別割</u>に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2
第1号	100分の1	100分の0.5								
第2号	100分の2	100分の1								
第3号	100分の3	100分の2								
(略)	(略)									
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、</u>次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、</u>次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>									
(略)	(略)									
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の<u>同項</u>に規定するガソリン軽自動</p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の<u>法第446条第1項第3号</u>に規定す</p>									

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>車(以下この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について</p>	<p>るガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>て不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 （上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第16条の2の2～第16条の3（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第34条の6から第34条8のまで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条</p>	<p>額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 （上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第16条の2の2～第16条の3（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5)（略） （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第16条の4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の1第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5)（略） （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第16条の4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等を</p>	<p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等を</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>いう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第1項(第2項において準用する場合を含む。)</u>の場合において、<u>所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号</u></p>	<p>いう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p><u>から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の3（略）</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第18条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、</p>	<p>(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の3（略）</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第18条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人</p>	<p>第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条の2（略）</p> <p><u>（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）</u></p> <p>第19条の3 <u>当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(2) <u>第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定</u></p>	<p>の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条の2（略）</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p><u>による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p><u>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p><u>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条（略）</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条（略）</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項及び第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項及び第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所</p>	<p>条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p>
<p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p>
<p>3～4 (略)</p>	<p>3～4 (略)</p>
<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p>
<p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p>
<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p>
<p>第20条の3 (略)</p>	<p>第20条の3 (略)</p>
<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第</p>	<p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7</u></p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p><u>7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び<u>第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び<u>第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び<u>第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p><u>条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第21条～第28条 (略)</p>	<p>の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第21条～第28条 (略)</p>

厚真町税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>本則（略） 附則 第1条～第5条（略） 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車税に対して課する軽自動車税に係る厚真町条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>本則（略） 附則 第1条～第5条（略） 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車税に対して課する軽自動車税の種別割に係る厚真町条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
略	略

町道福祉センター通り線道路改良舗装工事

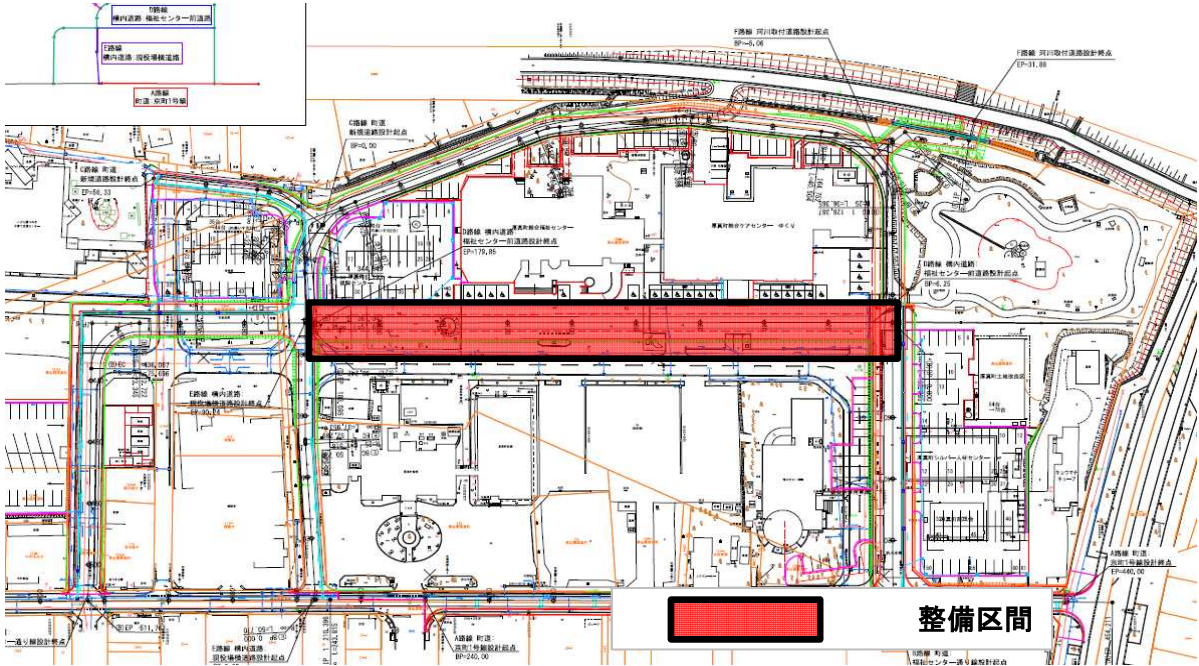
(金額単位：円、落札率：%)

設計金額	予定価格	契約金額 (税込み)	落札率	完成予定年月日	入札回数
113,003,000	113,003,000	101,662,000	90.0	令和9年2月20日	1

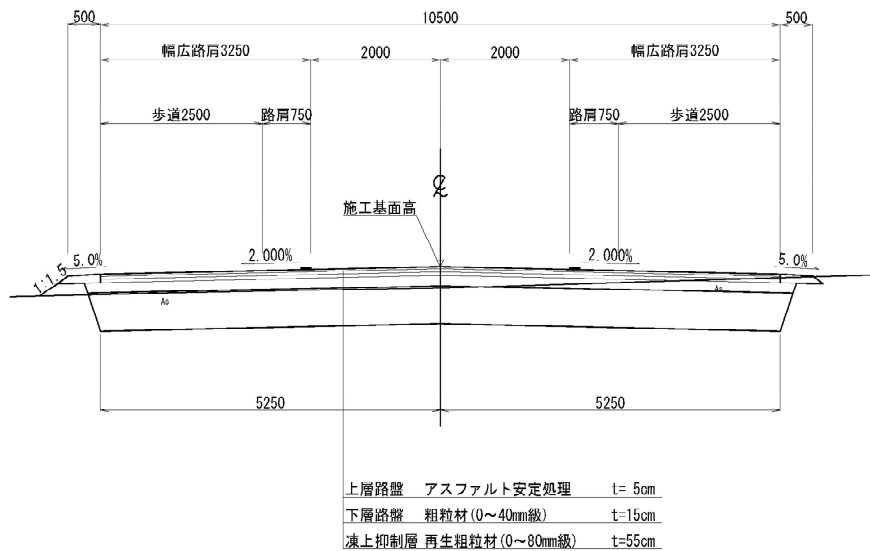
指名業者一覧表

特定建設 工事共同 企業体	称号又は名称	主な営業 種目	営業年 数	従業員		本社	最近における工事実績 (主なもの)		入札金額 (税別)
				総数	技術員		工事名	請負金額	
特定建設 工事共同 企業体	(株)丸博野沢組	土木工事	50	28	19	厚真町	北海道新幹線、宮田高架橋外1箇所	269,404,000	92,420,000
	(株)佐藤組	〃	39	4	1	〃	林業専用道(規格相当)幌内栄支線開設工事	14,674,000	
特定建設 工事共同 企業体	北辰公業(株)	土木工事	61	13	11	厚真町	幌内2地区復旧治山工事	129,658,000	95,200,000
	(株)金谷造園	〃	50	9	8	〃	準用河川チカエツ川河岸補修工事	18,440,000	
特定建設 工事共同 企業体	(有)木本建設	土木工事	66	17	12	厚真町	宇隆2地区その6復旧治山工事ほか1工事	129,270,000	93,500,000
	(株)曽我造園	〃	47	6	5	〃	普通河川本郷の沢河川岸補修工事	4,770,000	
特定建設 工事共同 企業体	森田産業(株)	土木工事	74	21	8	厚真町	林業専用道(規格相当)毘沙門線開設工事	50,264,000	94,500,000
	(有)沼田重機	〃	29	14	4	〃	町道豊沢共栄線道路舗装工事その2	14,650,000	
特定建設 工事共同 企業体	(株)山岡建設工業	土木工事	43	18	13	厚真町	穂別栄地区その3流域保全総合治山工事	133,738,000	95,600,000
	(株)今多建設	〃	55	15	11	〃	厚真浜厚真停車場線交付金A1(改築)工事外(補正繰越)	33,770,000	
	(株)厚信電機	〃	42	56	44	〃	新町地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(その4)	10,308,000	

町道福祉センター通り線道路改良舗装工事 位置図



標準断面図



工事請負者：丸博野澤・佐藤特定建設工事共同企業体

区分	工事概要	契約金額(税込)	工期
工事概要	工事概要 L= 173.6m	101,662,000円	契約締結日の翌日 ~ 令和9年2月20日
	凍上抑制層 t= 550mm 929㎡		
	上層路盤 t= 50mm 911㎡		
	下層路盤 t= 150mm 950㎡		
	上水道 HPPE φ 100mm L=166.0m		
	下水道 RP φ 250mm L=136.0m		

厚真町文化交流施設建設事業設計施工一括請負契約

契約の相手方となる「厚真町役場庁舎・文化交流施設等建設事業受注コンソーシアム」の決定にあたっては、「厚真町役場庁舎・文化交流施設等建設事業に係る設計・施工一括発注方式公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）」において、優先交渉権者として選定し交渉を行った後、仮契約を締結した。

1 プロポーザル概要

(1) 対象業務

- ア 役場庁舎・文化交流施設の実設計業務および工事監理業務
- イ 公園・広場等の実設計業務
- ウ 役場庁舎・文化交流施設建設工事業務（建築主体工事）
- ※ 電気・機械設備工事、公園・広場等整備工事は別発注

(2) 事業期間

- ア 役場庁舎 契約締結日の翌日から令和10年2月末
- イ 文化交流施設・広場 令和8年4月上旬から令和10年2月末

(3) 事業費参考額（上限額）

3, 871, 131千円

【事業費内訳】

- ア 役場庁舎に係る設計・監理 167, 728千円
- イ 役場庁舎に係る建築工事 1, 698, 400千円
- ウ 文化交流施設に係る設計・監理 252, 758千円
- エ 文化交流施設に係る建築工事 1, 711, 600千円
- オ 公園・広場等に係る設計 40, 645千円

※ 上記のほか、施設の木質化に係る概算工事費については、契約時の算定範囲で、役場庁舎165, 000千円、文化交流施設330, 000千円を上限として扱う。なお、プロポーザルの提案時点では、当該上限額から逆算した直接工事費ベースの上限として、役場庁舎110, 000千円、文化交流施設220, 000千円を用いた。

(4) 公告から選定までのスケジュール

日 程	内 容
令和7年 8月20日	公告
令和7年 8月25日～ 9月18日	参加表明書の提出期間
令和7年 9月22日	一次審査（資格審査）
令和7年10月30日	VE提案に対する対話
令和7年11月28日	二次審査（技術提案審査）
令和7年12月 3日	選定結果の通知

2 参加表明者数

2者（コンソーシアム）

3 選定結果

優先交渉権者（最優秀提案者）の選定にあたっては、「厚真町役場庁舎・文化交流施設建設事業公募型プロポーザル方式選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」による審査を行った。

- (1) 選定委員会の構成
12名（有識者3名＋役場職員9名）
- (2) 評価方法
 - ア 一次審査（資格審査）
 - イ 二次審査（100点満点）
 - ① 実績等の評価（配点15点）
 - ② 技術提案の評価（配点50点）
 - ・ 業務全体（10.0点）
 - ・ 設計業務（20.0点）
 - ・ 建設工事業務（12.5点）
 - ・ 地域貢献・社会貢献（7.5点）
 - ③ 価格（配点35点）
- (3) 優先交渉権者の評価結果
84.35点
- (4) 事業費提案額
3,551,031,000円（税込）

4 契約の概要

- (1) 契約の範囲
 - ア 文化交流施設建設および公園・広場に係る実施設計業務
 - イ 文化交流施設建設に係る工事監理業務
 - ウ 文化交流施設建設工事（建築主体工事）
- (2) 契約金額
2,087,503,000円（税込）

【内訳】

- ア 実施設計業務
 - ① 文化交流施設 171,358,000円（税込）
 - ② 公園・広場 40,645,000円（税込）
 - イ 工事監理業務 66,000,000円（税込）
 - ウ 建設工事業務 1,809,500,000円（税込）
（うち、木質化分278,300,000円）
- (3) 事業期間
 - ア 実施設計業務 契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで
 - イ 工事監理業務 令和8年10月1日から令和10年2月29日まで
 - ウ 建設工事業務 令和8年10月1日から令和10年2月29日まで

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	6	事業	1282
事業名	(庁舎周辺等) 役場庁舎整備事業			所管G		庁舎周辺等整備推進室			
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
8,500				8,500		庁舎建設基金繰入金 8,500			

◆ 補正の目的

役場庁舎や文化交流施設、広場等において、来訪者が目的の場所に迷わず円滑にたどり着けるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた案内サインの実施設計を行い、統一感かつ特色のあるデザインでサイン体系を再構築し、誰もが利用しやすい快適な公共空間の創出を図る。

また、庁舎周辺等整備事業において活用する「都市構造再編集中支援事業補助金」について、最新の設計内容に基づき都市再生整備計画の修正を行い計画と実施内容の整合を図る。

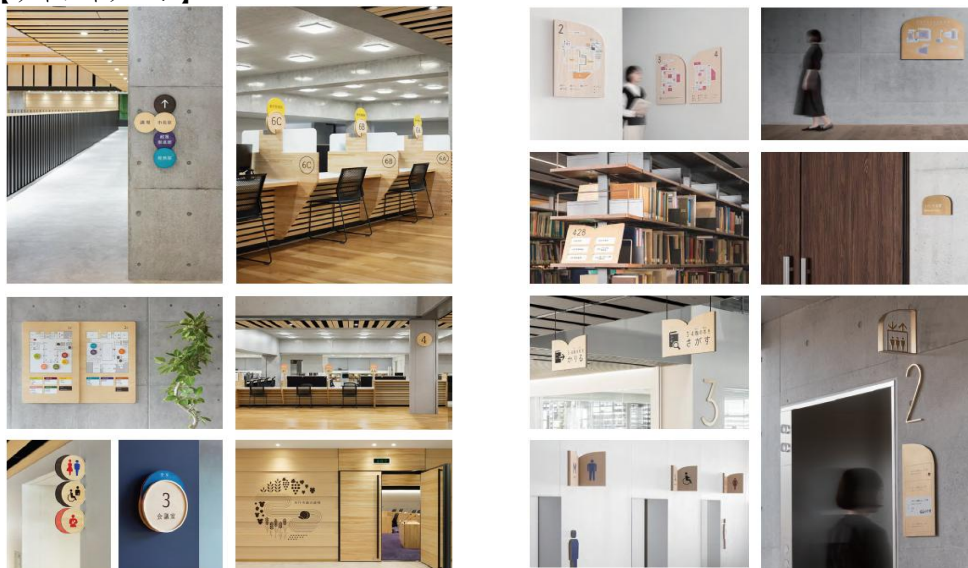
別添資料 無

◆ 事業の概要

1 役場庁舎等のサインデザイン実施設計 7,000千円

役場庁舎、文化交流施設および広場等における案内サイン（屋外施設サイン、施設内総合案内板、課名窓口サイン、書架サイン等）の配置計画、仕様策定および取付図等の実施設計一式

【サインイメージ】



2 都市再生整備計画の修正

1,500千円

債務負担行為説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	11	事業	991
事業名	起業家人材育成事業			所管G		政策推進G			
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			

◆ 債務負担行為の目的

庁舎周辺等整備事業と合わせて申請していた「地域未来交付金」の内示を令和8年4月に受け、文化交流施設に人が集まり活発な交流を促進することを目的としたソフト事業として、3か年の契約をするために債務負担行為を定める。

別添資料 無

◆ 事業の概要（予定）

1 地域未来交付金概要（1 / 2 補助）

(1) 申請事業

ア 拠点整備事業：文化交流施設整備

イ インフラ整備事業：庁舎周辺外構等インフラ整備

ウ ソフト事業：ローカルイノベーション推進事業、官民連携事業、女性キャリア支援事業

（ローカルベンチャー等推進事業をローカルイノベーション推進事業に改称）

(2) 事業期間

ア インフラ事業 4か年（R8～R11）

イ 文化交流施設整備、ローカルイノベーション事業 3か年（R8～R10）

(3) ローカルイノベーション事業予算額

令和8年度当初予算 32,000千円

令和9～10年度債務負担行為 64,000千円（32,000千円／年）

2 主な事業内容

(1) 文化交流施設の活用

ローカルベンチャースクール及びIPPPOカフェの拠点として文化交流施設を活用することを目標に、事業の相談や、仲間づくり・事業連携のコミュニティ拠点として活用する仕組みづくりを行う。

(2) ローカルベンチャースクール運営

過去10年間実施してきた実績から事業をアップデートし、地域おこし協力隊の選考のみならず、町内事業者、二地域居住による起業、共創希望企業等の多様な主体への、事業化に向けた伴走支援を行う。

(3) IPPPOカフェ

町内外の挑戦者の連携や知見の共有を支援することにより、挑戦者コミュニティの相互扶助を形成する。

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	2	事業	1453
事業名	エゾシカ等被害緊急支援事業			所管G		農業G			
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
3,830					3,830				

◆ 補正の目的

厚真川河川敷を移動経路とするエゾシカによる農作物被害が深刻化しており、長期的な対策として国庫補助事業の活用を推進しているが、事業採択までに時間を要する状況にある。このため、農作物の生育期における被害を最小限に抑えるべく、「緊急的な電気柵の設置支援」および「高周波装置による追い払い効果の実証」を行う。加えて、大型化するアライグマ対策として従来より大型の箱ワナを導入し対策を強化する。（特別交付税対象事業）

別添資料	有
------	---

◆ 事業の概要

1 電気柵の設置支援

農作物の生育期（4月～6月）における被害を最小限に抑えるべく、国庫補助採択までの「つなぎ」として、緊急的な電気柵の設置に要する材料費の一部を助成する。

(1) 補助事業名

電気柵緊急支援事業

(2) 事業概要（予定）

ア 対象者：厚真川流域の農地で営農し、被害対策を行う地区および個人
 ※個人設置の場合は地区の柵に接続し広域的な効果となる場合に限る

イ 対象経費：電気柵の設置に要する材料費

※設置費、補修費は対象外

※ほ場を囲む場合でも河川沿いに設置する柵のみ対象とする

ウ 補助率：対象経費の3割以内

設置距離あたりの補助上限651円/m

エ 支援回数：1回限り（※過去に実施した町の事業で本事業と同等の支援を受けた場合も含む）

オ その他：国庫補助事業が採択された際は、設置した柵を当該防護区域へ移動・再設置することを前提とする

(3) 事業要望地区数

6地区（富里、朝日、新町、美里、共栄、共和）

(4) 事業費

総事業費 10,000千円

うち補助金 3,000千円（補助率：3/10以内）

※設置要望距離 14,050m

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	2	事業	1453
事業名	エゾシカ等被害緊急支援事業				所管G		農業G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			

◆ 事業の概要のつづき

2 高周波装置の実証試験

高周波装置を導入し、柵の設置困難区域等における圃場へのエゾシカ侵入防止効果の実証を行う。

(1) 備品購入費

高周波装置の導入費用 2台 605千円

3 アライグマ用箱ワナ（大型タイプ）の導入

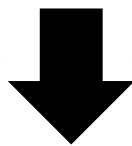
大型化するアライグマ対策として従来より大型の箱ワナを導入する。

(1) 消耗品費

箱ワナ（大型タイプ）の導入費用 5基 225千円

エゾシカ等被害緊急支援事業(電気柵緊急支援事業)

緊急対策
(河川沿いに「電気柵」を設置)



— 鹿侵入防止柵 (既設)
— 厚真川沿い電気柵 (町の緊急対策)

長期対策
(河川沿いに「金網柵等」を設置し、緊急対策の「電気柵」を移設)



— 鹿侵入防止柵 (既設)
— 国の事業 (新設)
— 町の緊急対策 (移設後)

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	8	項	4	目	2	事業	237
事業名	公営住宅環境改善整備事業			所管G		都市施設G			
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
1,700					1,700				

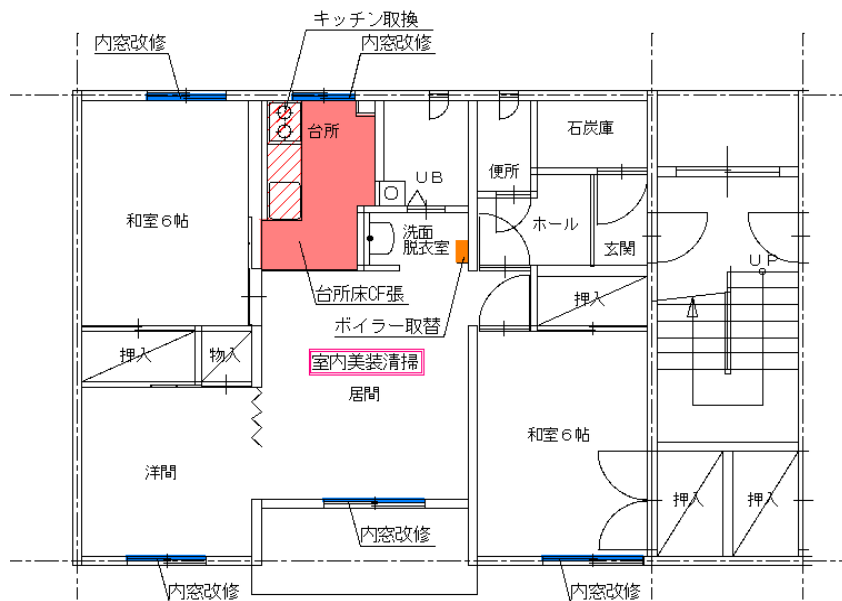
◆ 補正の目的

上厚真新団地1号棟改修工事に伴う入居者の移転先住環境の確保のため、転居先物件の内装及び設備の改修工事を行う。

別添資料 無

◆ 事業の概要

- 1 改修場所 上厚真新団地2号棟101号室
- 2 改修内容
室内美装清掃、内窓改修、台所床張替（クッションフロア）、キッチン本体取換
ボイラー取替、建具調整等
- 3 施工期間
令和8年5月下旬から令和8年6月下旬



補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	8	項	4	目	3	事業	1447
事業名	二地域居住用施設整備事業			所管G		政策推進G			
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
54,500	27,250				27,250				

◆ 補正の目的

本町では、国が進める「二地域居住」推進に連動し、1つの生活拠点(住民票のある地域など)に加えて、もう1つの地域にも継続的に滞在し活躍する生活スタイルの実現を目指している。

本事業は、公営住宅の用途を廃止した旧本郷かしわ団地を、中長期的に二地域居住する人向けに、テレワークと地域交流が可能な滞在施設として改修する。

本事業に活用する国の交付金（地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業）が4月8日の内示だったため、今回補正予算を計上する。

別添資料 無

◆ 事業の概要

この事業は、公営住宅の用途を廃止した「(旧)本郷かしわ団地」を二地域居住用施設として利活用するため、実施設計並びに改修工事を行うものである。

- 1 実施設計委託料 10,000千円
(旧)本郷かしわ団地改修設計・設計監理
- 2 移住・二地域居住促進住宅改修工事 44,500千円
(旧)本郷かしわ団地改修工事1棟4室

【事業位置図（補助事業名記載）】



補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	8	項	5	目	2	事業	244
事業名	公園等管理事業			所管G		都市施設G			
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
5,000					5,000				

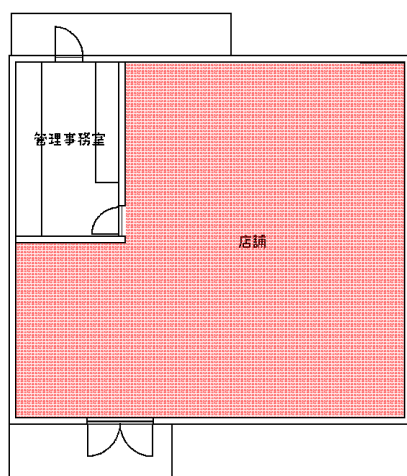
◆ 補正の目的

浜厚真野原公園内売店において、長期間にわたり未実施であった内外装の改修を行う。老朽化した施設を修繕し安全性を確保することで、施設管理上のリスクを低減するとともに、新規事業者の受け入れ態勢を整え、公園利用者の満足度向上および公園の活性化を図ることを目的とする。

別添資料 無

◆ 事業の概要

- 1 改修場所 浜厚真野原公園内売店
- 2 改修内容
屋根塗装、外壁サイディング張替、内装壁天井クロス張替、床長尺シート張替
看板新設、設備改修
- 3 施工期間
令和8年5月下旬から令和8年7月中旬



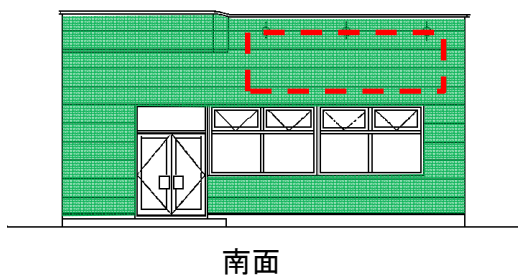
■ 内装壁天井クロス張替、床長尺シート張替

補正予算説明資料


単位：千円


会計名	一般会計	款	8	項	5	目	2	事業	244
事業名	公園等管理事業			所管G		都市施設G			
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			

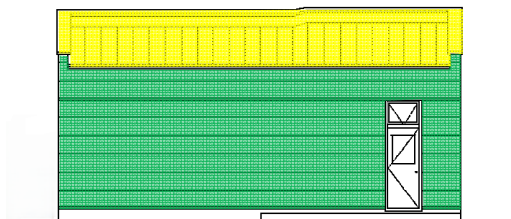
◆ 事業の概要のつづき




南面


 外壁サイディング張替

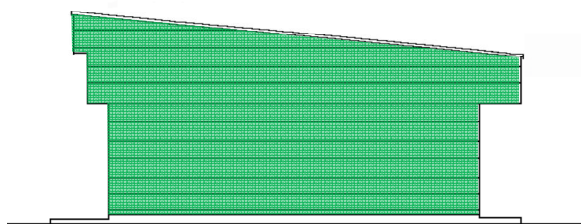
 看板新設



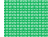
北面

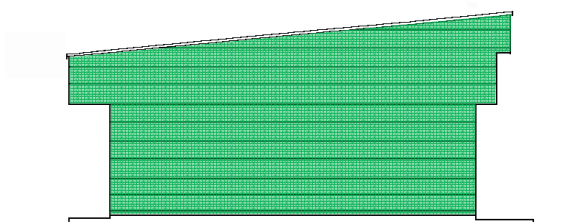
 外壁サイディング張替

 屋根塗装

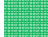


西面

 外壁サイディング張替



東面

 外壁サイディング張替

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	10	項	4	目	7	事業	1353
事業名	(庁舎周辺等) 文化交流施設整備事業				所管G		庁舎周辺等整備推進室		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
58,000				58,000		ふるさと応援基金繰入金 58,000			

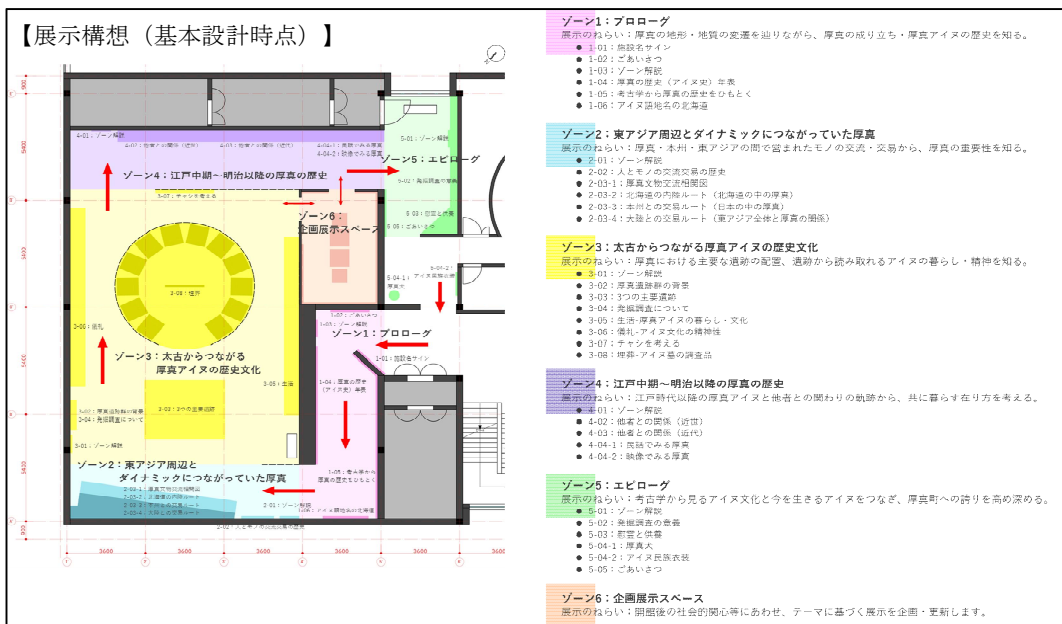
◆ 補正の目的

文化交流施設が備える図書・アイヌ展示・震災アーカイブ等の各機能を連携させ、一体感のある魅力的な空間を創出するため、利用者動線や什器・展示配置を細部まで最適化する実施設計を行い、居心地の良い学びと交流の拠点整備を図る。

別添資料 無

◆ 事業の概要

- 1 図書機能に係る実施設計 22,000千円
開架スペースの書架配置、閲覧用家具のデザイン策定、利用者の動線計画および詳細なインテリア実施設計一式
- 2 アイヌ展示、震災アーカイブに係る実施設計 36,000千円
展示コンセプトの具体化、展示什器の設計、震災アーカイブの資料構成計画、空間演出を含む実施設計一式



補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	15	項	2	目	1	事業	1103
事業名	公立学校施設災害復旧事業（公共災）			所管G			学校教育G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
116,300	77,533		34,800		3,967				

◆ 補正の目的

令和7年9月の豪雨により崩壊した厚真中学校グラウンドの機能を復旧し、生徒の教育活動及び町民のスポーツ活動における安全かつ快適な環境を確保する。
あわせて、排水機能の抜本的な改善を行うことで、今後の豪雨被害の再発防止と防災機能の強化を図るものである。

別添資料	有
------	---

◆ 事業の概要

野球場グラウンド法面及び土砂により汚損した厚真中学校陸上競技場の復旧を行う。また、近年の気象状況を鑑み、再発防止策として野球場グラウンド側溝の規格大型化を行う。

- 1 野球場グラウンド法面復旧及び排水路改修工事 31,200千円
 - (1) 崩壊した法面の復旧
 - (2) 最大雨量を想定したU字側溝、流末の規格大型化

- 2 厚真中学校陸上競技場復旧工事 85,100千円
 - (1) 堆積土砂のすき取り及び路床整正
 - (2) 日本陸連公認基準に基づく内圏縁石及びポイント杭、表示タイルの復旧

施工位置図

